

# 能代市不育症治療費助成事業のご案内

\*不育症治療：妊娠後、流産・死産を繰り返している場合の治療、検査をいいます。

## ・対象者（※次の要件をすべて満たす方）

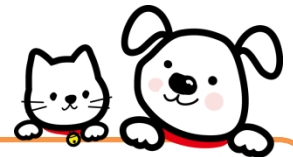
- 1) 法律上の婚姻をしている夫婦で、生殖医療専門医が所属する医療機関において不育症と診断されている方またはその配偶者。生殖専門医が紹介する医療機関での治療も助成対象です。  
※婚姻前の治療は対象外です。
- 2) 申請時に能代市に1年以上住民登録をしている（夫婦のいずれか一方でも可）
- 3) 夫婦の前年の所得（1～5月の申請は前々年の所得）合計額が730万円未満
- 4) 夫婦の双方が医療保険各法の被保険者、組合員、被扶養者である
- 5) 夫婦の双方が市税を滞納していない

## ・内容

不育症治療にかかった自己負担額（検査、治療、薬剤費等）について、1年度（4月1日～3月31日）あたり15万円を限度に助成します。令和2年4月1日から令和3年3月31日までに受けた治療が対象です。

**申請期限：令和3年3月31日**

※期限内に申請が間に合わない場合は、事前に子育て支援課にご相談ください。



## ・申請書類 ※郵送での提出も可能です

- ① 不育症治療費助成金申請書
- ② 不育症治療受診証明書（生殖医療専門医が記入したもの）
- ③ 医療機関が発行した領収書の写し  
※院外処方がある場合は、薬局の領収書及び明細書を添付してください。  
※領収書がない費用は助成できない場合があります。
- ④ 夫婦の住民票（マイナンバーの記載のないもの）
- ⑤ 夫婦の所得証明書 及び 納税証明書
- ⑥ 夫婦の健康保険証の写し（おもて面のみで可）
- ⑦ 請求書 \*1    ⑧（該当者のみ）高額療養費や付加給付金が分かるもの

\*1：①②⑦は能代市ホームページからダウンロードするか、子育て支援課にお問合せください。

\*2：④⑤は、市が情報を閲覧することに同意される場合は、不要です。申請書に同意書がついています。ただし、能代市へ転入された方は前住所地の証明書が必要な場合があります。同意されない方で、④⑤を無料で取得したい場合は、事前に子育て支援課までご連絡ください。

※不妊治療も行っていた方はそれぞれ申請が必要です。申請書類については子育て支援課までお問合せください。

お問合せ先：能代市役所子育て支援課めん choco たらす ☎(0185) 8 9 - 2 9 4 8